

議案第 3 7 号

市道路線の廃止について《浜詰団地支線》

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

路線名	起点	終点	重要な経過地
浜詰団地支線	網野町浜詰小字牛揚 4 6 番 6	網野町浜詰小字栗山 6 7 3 番	

提案理由

網野町浜詰地内の浜詰団地支線について、浜詰区が土地利用計画を進めるにあたり、跡地内にある市道の廃止を行うものである。

廃止路線の位置図



